

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 砥山ダム取水ポンプ修繕
2. 業者名 美和電気工業株式会社北海道支社
3. 特定理由
本修繕の対象機器は、河川水の pH、電気伝導率、濁度等を 24 時間 365 日連続で測定する水質監視装置（横河電機株式会社製）に、サンプル水を導入するための取水ポンプである。
本対象機器は、令和 2 年度に美和電気工業(株)により実施された「水源水質計器更新工事」で設置された砥山ダム水質自動監視所ポンプユニットの一部であり、取り外し及び設置においてはポンプユニットの構造について十分な理解が必要である。
また、設置後にポンプユニット全体を含めた動作確認を実施するため、水源水質計器を含めたポンプユニットの動作方法および異常発生時の対応について理解が必要である。
上記業者は、横河電機株式会社から対象機器の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者であるほか、「水源水質計器更新工事」「水源水質計器保守点検業務」の受託者でありポンプユニットに対する理解が十分である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 1 号及び札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領第 98 条第 1 項表中「100 万円以下のとき」のウに該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 定山溪浄水場揚水ポンプほか整備修繕
- 2 業者名 (株)荏原製作所 北海道支社
- 3 特定理由
本修繕の対象となるポンプは、(株)荏原製作所 北海道支店が納入・据付したものであり、浄水システムとして重要な役割を果たす設備である。
本修繕では、製造元の純正部品でなければ既存設備に適合せず、また、機器の劣化具合の診断や機能回復・調整に必要である製造元のみが保有する構造、部品の組立・調整方法など危機に関するデータと専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。